

船舶事故調査報告書

平成24年3月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成23年8月21日 06時50分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島北東方沖 蓋井島灯台から真方位037° 3,000m付近 （概位 北緯34° 07.2′ 東経130° 48.2′）
事故調査の経過	平成23年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 恵比須丸、2.75トン YG3-50189（漁船登録番号）、個人所有 8.65m（Lr）×2.00m×0.67m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和55年8月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月7日 免許証交付日 平成21年2月9日 （平成26年10月18日まで有効） 甲板員 男性 60歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年12月11日 免許証交付日 平成21年12月14日 （平成26年12月13日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）、負傷 1人（甲板員）
損傷	航海計器、機関等の濡損
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成23年8月21日06時05分ごろ、ふぐかご漁のため、ふぐかご約60個を搭載して山口県下関市浦田漁港を出港し、蓋井島北東方沖の漁場に向かった。 本船は、出港時から甲板員が操舵を行い、約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行し、下関市観音埼沖を通過した辺りから、速力を約6～7knに減速して針路を約270°（真方位、以下同じ。）とした。 船長は、06時45分ごろ、風向きが東から南に変わって強くなり、うねりも出てきたので、甲板員と交代して操舵に当たった。 本船は、船長が立った姿勢で手動操舵により西進中、辺りが急に暗くな

	<p>り、激しい雨を伴う南風の強風域が接近し、高波が左舷方から襲うようになったので、蓋井島の島影に退避するつもりで約4～5knに減速して針路を南方に向けて強風域が通過するのを待った。</p> <p>甲板員は、激しい雨風と高波が通過してホッとしていたところ、今度は、北方からの強風とこれに伴う猛烈な雨や高波が前後左右から押し寄せ、船長が竜巻かと叫んでいたが、06時50分ごろ、本船は、蓋井島北東方沖において、沈み込むようになった左舷側に波をかぶって浸水し、転覆した。</p> <p>船長は、左足が不自由であり、雨具上衣の下に救命胴衣を着用して長靴を履いていた。</p> <p>甲板員は、救命胴衣を着用せず、雨具上下と長靴を着用していた。</p> <p>甲板員は、本船が転覆して直ちに船長を操舵室から引き出し、約10秒後に海面に浮上した。</p> <p>甲板員は、右舷側にあるロープ止め金具をつかんでいたところ、約1分後に船長の両手が見えたので、船長を引き寄せて片手で抱え、両足で船長の体を挟み込んでいたが、船長の意識はなく、波にあおられて雨具と救命胴衣が脱げた。</p> <p>甲板員は、約15分経って手足がしびれ、船長を抱えることができなくなった。</p> <p>甲板員は、本船の船尾から船底にはい上がり、流れ着いたロープで身体を舵などにくくって救助を待っていたところ、12時37分ごろ蓋井島灯台から037°3,000m付近で蓋井島航路の旅客船に発見され、通報を受けた巡視船に救助された。</p> <p>船長は、23日14時11分ごろ、捜索に参加していた漁船により、蓋井島灯台から096°4,200m付近で発見され、巡視船が揚収して関門港門司区に搬送された。</p> <p>船長の死因は、溺水と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向及び風速不明の突風、視界 不良 海象：海上 荒天、水温 約27.5℃ 乗組員等の観測：出港前の天候は良好だった。 注意報などの気象情報： (1) 注意報等の発表状況 ① 下関地方气象台 a 21日05時38分、山口県西部に大雨洪水警報及び雷強風注意報が発表された。 b 21日05時56分、大雨と落雷及び突風に関する山口県気象情報第2号が発表された。 ・大気の状態が非常に不安定となっている。 ・山口県では21日朝から昼前にかけて、局地的に雷を伴った非常に激しい雨の降るおそれがある。 ・落雷や竜巻などの激しい突風に注意すること。 c 21日07時11分、山口県竜巻注意情報第1号が発表された。 ・山口県では、竜巻発生のおそれがある。 ・竜巻は積乱雲に伴って発生する。</p>

	<p>・雷や風が急変するなど積乱雲が接近する兆しがある場合、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。</p> <p>② 福岡管区气象台</p> <p>21日06時06分、福岡県竜巻注意情報が発表された。</p> <p>(2) 災害現地調査報告（福岡管区气象台）によれば、次のとおりであった。</p> <p>8月19日から九州北部に前線が停滞していた。8月21日明け方から朝にかけて、この前線上を低気圧が通過し、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、九州北部では大気の状態が非常に不安定となった。</p> <p>(3) 平成23年竜巻注意情報の発表状況（気象庁ホームページ）によれば、次のとおりであった。</p> <p>a 8月21日07時10分ごろ山口県下関市では、17～32m/s（約15秒間の平均）の突風が吹いた。</p> <p>b 8月21日06時10分頃～06時41分頃、福岡県久留米市で17～32m/s（約15秒間の平均）の、福岡市で33～49m/s（約10秒間の平均）の突風がそれぞれ吹いた。</p> <p>(4) 白島^{しらしま}国家石油備蓄基地の気象観測地点（事故現場の南南西方約7海里に位置する）に於ける観測日報によれば、次のとおりであった。</p> <p>8月21日01時～07時までの間、南寄りの風が卓越したが、07時から、北寄りの風が卓越した。</p> <p>07時～08時の平均風向は南であり、平均風速は18.7m/sであった（約10分間の平均）。</p> <p>07時04分に最大瞬間風速39.4m/sの北西の風が吹いた。</p>		
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長は、発見されたとき、雨具の上衣や救命胴衣が脱げ落ち、うつ伏せで漂流していた。</p> <p>(2) 本船の喫水は、船首約0.75m、船尾約1.20mであった。</p> <p>(3) ふぐかご1個の重量は、約2～3kgであった。</p> <p>(4) 本事故発生の前には、蓋井島沖付近において、本船の他に漁船1隻及びプレジャーボート1隻が転覆した。</p>		
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1429 815 2063"> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> </td> <td data-bbox="815 1429 1457 2063"> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>蓋井島周辺において、本事故発生時刻ごろに局地的な突風が発生した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、蓋井島北東方沖を南進中、突風に伴う波が前後左右から押し寄せて波が打ち込んだことから、左舷側から傾いて浸水し、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であったが、船長は、左足が不自由であり、救命胴衣の上に雨具を着用して長靴を履いていたことから、操舵室から脱出して海面に浮上するのに時間を要し、溺水した可能性があると考えられるが、溺水に至る状況を明らか</p> </td> </tr> </table>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>蓋井島周辺において、本事故発生時刻ごろに局地的な突風が発生した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、蓋井島北東方沖を南進中、突風に伴う波が前後左右から押し寄せて波が打ち込んだことから、左舷側から傾いて浸水し、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であったが、船長は、左足が不自由であり、救命胴衣の上に雨具を着用して長靴を履いていたことから、操舵室から脱出して海面に浮上するのに時間を要し、溺水した可能性があると考えられるが、溺水に至る状況を明らか</p>
<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>蓋井島周辺において、本事故発生時刻ごろに局地的な突風が発生した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、蓋井島北東方沖を南進中、突風に伴う波が前後左右から押し寄せて波が打ち込んだことから、左舷側から傾いて浸水し、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であったが、船長は、左足が不自由であり、救命胴衣の上に雨具を着用して長靴を履いていたことから、操舵室から脱出して海面に浮上するのに時間を要し、溺水した可能性があると考えられるが、溺水に至る状況を明らか</p>		

	<p>にすることはできなかった。</p> <p>本船が転覆した際の操船状況については、船長が死亡したため、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、蓋井島北東方沖を南進中、突風に伴う波が前後左右から押し寄せて波が打ち込んだため、左舷側から傾いて浸水し、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助に要する時間をできる限り短縮できるよう、防水型の携帯電話を携行することが望まれる。